

令和 5 年度「取引条件改善状況調査」 (発注側事業者向け) のお願い

1. 調査の趣旨

- (1) 本調査は、中小企業庁より委託を受けて、株式会社東京商工リサーチが企画・実施するものです。
- (2) 本調査は、中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、必要なコストの価格転嫁、企業収益の中小企業への還元など、「振興基準」※に照らした下請取引（貴社が発注者となる事業者間取引（B to B取引））を中心に、中小企業・小規模事業者の取引条件改善に向けて、大企業や中堅企業など販売先との取引における取組の状況や事業者間の取引実態を把握する目的で行うものです。
- (3) 回答内容について個社名を特定して公表することはない、回答内容をもって貴社に対し行政指導や行政処分を行うことはありませんので、積極的にご回答いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
なお、本調査は、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法という。）に基づいて実施する「下請事業者との取引に関する調査」ではありません。

※「振興基準」経済産業大臣告示：下請事業者と親事業者との間の拋るべき一般的な基準

2. 調査の対象

- (1) 貴社は、取引によっては受注者となる場合もあるかと思いますが、本調査の回答にあたっては、原則として貴社よりも資本金や従業員の規模が小さい中小企業との代表的な取引についてご記入ください。
- (2) 貴社が発注者となる事業者間取引（いわゆる B to B取引）に関して、取引の実態、取引条件の改善状況等についてお答えください。
- (3) 対象となる事業者間取引には、下請法の対象となる取引に限らず、建設工事の請負取引、継続的な納入・役務の提供等の売買取引等、貴社が優越的な地位になり得る取引を幅広く含みます。なお、回答にあたっては、業種を問わず、わかる範囲でのご回答をお願いいたします。製造業をはじめ、サービス業（情報通信業等）、卸売業・小売業等、様々な業種の取引実態を把握することを目的としています。

3. 回答方法

2つの方法からいずれか1つをお選びください。

- (1) 専用 WEB サイトからのオンライン回答※オンラインでご回答いただく場合は、紙の調査票の返送は不要です。

【オンライン回答ページ】以下のログインID・パスワードにてログインが可能です。

ログインID	パスワード



【ログイン方法】

- ①「TSR アンケート」と検索し、検索結果の一番上に出てくる「現在実施中のアンケート調査：東京商工リサーチ」をクリック
「令和5年度取引条件改善状況調査」内の「回答はこちら」をクリック
- ②URL (<https://tori2023.meti.go.jp/>) を WEB ブラウザの URL 入力欄に直接入力
- ③QR コードからアクセス

- (2) 調査票（本用紙）に直接記入し郵送

- ①該当する選択肢の番号を直接○印で囲んでください。
- ②記入後は、同封の返信用封筒（切手不要）にてご投函ください。

4. お願い

- (1) 回答にあたっては、**令和5年10月1日（日）時点**の内容でお願いいたします。
- (2) **令和5年11月10日（金）まで**に専用 WEB サイトでのオンライン回答か、同封の返信用封筒にてご返送ください。
- (3) 設問中の【単一回答】は1つを選択ください（複数回答可能な設問は【複数回答可】としています）。

<問い合わせ先>

株式会社東京商工リサーチ 令和5年度「取引条件改善状況調査」事務局

〒100-8787 東京都千代田区大手町一丁目三番一号 JAビル

Tel: 03-6810-0268（受付時間：土日及び祝日を除く9時～12時、13時～17時）

I. 基礎情報

①. 貴社自身の取引上の地位*に最も近いものをお答えください。【単一回答】

*【例】企業A(完成品メーカー) → 企業B(1次下請) → 貴社(2次下請) → 企業C(3次下請) … 「2次下請」を選択

1: 完成品メーカー 2: 1次下請 3: 2次下請 4: 3次下請 5: 4次以下の下請 6: あてはまるものはない

②. 貴社の資本金をお答えください(貴社単独での資本金額)。【単一回答】

1: 1,000万円以下 2: 1,000万円超 5,000万円以下 3: 5,000万円超 3億円以下
4: 3億円超 10億円以下 5: 10億円超 100億円以下 6: 100億円超

③. 貴社の従業員数をお答えください(貴社単独での従業員数)。【単一回答】

1: 5人以下 2: 5人超 20人以下 3: 20人超 50人以下
4: 50人超 100人以下 5: 100人超 300人以下 6: 300人超

④. 貴社の業種をお答えください。【単一回答】※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を1つ選んでください

1: 建設業(ハウスメーカー)	2: 建設業(ハウスメーカー以外)	3: 食品製造業
4: 繊維工業	5: 建材・住宅設備業	6: パルプ・紙・紙加工品製造業
7: 印刷業	8: 化学産業(製薬産業)	9: 化学産業(製薬産業以外)
10: 石油製品・石炭製品製造業	11: 鉄鋼業	12: 非鉄金属製造業
13: 金属製品製造業	14: 機械製造業	15: 医療機器, 福祉用具製造業
16: 電機・情報通信機器製造業	17: 輸送用機械器具製造業のうち、 自動車・自動車部品製造業	18: 輸送用機械器具製造業のうち、 造船業
19: 輸送用機械器具製造業のうち、 航空宇宙工業	20: その他の輸送用機械器具製造業	21: その他の製造業
22: 電気・ガス・熱供給・水道業	23: 通信業	24: 放送コンテンツ業
25: 情報サービス・ソフトウェア業	26: トラック運送業	27: 運輸業, 郵便業(トラック運送業以外)
28: 卸売業	29: 小売業	30: 金融業, 保険業
31: 不動産業, 物品賃貸業	32: 学術研究, 専門・技術サービス業	33: 広告業
34: 宿泊業	35: 飲食サービス業	36: 生活関連サービス業
37: 教育, 学習支援業	38: 自動車整備業・機械修理業	39: 警備業
40: その他のサービス業	41: その他(上記以外)	

⑤. 貴社は、下請取引適正化に関する以下の法令や取組等について御存知ですか。【複数回答可】

1: 下請代金支払遅延等防止法(下請法) 2: 下請中小企業振興法(振興基準) 3: 業界毎に定める下請ガイドライン
4: 業界団体が定める自主行動計画 5: 価格交渉促進月間(3月・9月) 6: パートナーシップ構築宣言

⑥. 貴社はパートナーシップ構築宣言*を公表していますか。【単一回答】

*「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。「パートナーシップ構築宣言」を公表している登録企業リストはポータルサイトで確認することができます。 <https://www.biz-partnership.jp/list.php>

1: 公表している 2: 今後、公表予定 3: 当面の公表予定はなし 4: 分からない

- ⑦. 貴社の主要事業の売上高に占める割合が最も大きい商圏範囲(受注エリア)についてお答えください。【単一回答】
 *「近隣市区町村」とは、主たる事業所(登記上の本社)のある「同一市区町村」の行政区域と接している(同一都道府県内の)市区町村全部をいう。「近隣都道府県」とは、「同一都道府県」の行政区域と接している都道府県全部をいう。

1: 同一市区町村	2: 近隣市区町村*(1を除く)	3: 同一都道府県(1, 2を除く)	4: 近隣都道府県(1~3を除く)
5: 国内遠隔地(1~4を除く)	6: 海外	7: 分からない	8: その他

- ⑧. 2022年(昨年)並びに2019年と比べた、貴社における収支・各コスト等の動向についてお答えください。
 【各項目単一回答】

*「従業者数」には、正社員・正規職員のほか、嘱託、パートタイマー、アルバイト等を含む。

	対2022年比	対2019年比
① 売上単価	1: 上昇 2: 不変 3: 低下	1: 上昇 2: 不変 3: 低下
② 販売数量	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少
③ 売上高	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少
④ 売上総利益(粗利)	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少
⑤ 経常利益	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少
⑥ 人件費	1: 上昇 2: 不変 3: 低下	1: 上昇 2: 不変 3: 低下
⑦ 原材料・仕入コスト	1: 上昇 2: 不変 3: 低下	1: 上昇 2: 不変 3: 低下
⑧ エネルギーコスト (電気料金、燃料費等)	1: 上昇 2: 不変 3: 低下	1: 上昇 2: 不変 3: 低下
⑨ 従業員数*	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少	1: 増加 2: 横ばい 3: 減少

II. 仕入先(発注先)情報

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

発注側1. 貴社が常時取引している仕入先(発注先)の数をお答えください。【単一回答】

貴社とBtoB取引のある中小企業で常時取引をしている仕入先(発注先)数 全 _____ 社

発注側2. 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)は、貴社と同じ業種ですか。【単一回答】

1: 同じ業種	2: 違う業種	3: 分からない
---------	---------	----------

Ⅲ. 価格決定方法

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

発注側3. コスト上昇分を仕入先(発注先)の取引価格に転嫁するために、貴社は、**直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)**から取引価格や単価の見直しについての協議の申入れを受けましたか。各コストについてお答えください。【各項目単一回答】

①コスト全般の変動について			
1: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受け、協議を行った	2: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受けなかった	3: 仕入先(発注先)から協議の申入れは受けていないが、自社から申し入れた	4: その他 ()
②労務費の変動(最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇)について			
1: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受け、協議を行った	2: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受けなかった	3: 仕入先(発注先)から協議の申入れは受けていないが、自社から申し入れた	4: その他 ()
③原材料価格の変動について			
1: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受け、協議を行った	2: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受けなかった	3: 仕入先(発注先)から協議の申入れは受けていないが、自社から申し入れた	4: その他 ()
④エネルギー価格の変動について			
1: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受け、協議を行った	2: 仕入先(発注先)から協議の申入れを受けなかった	3: 仕入先(発注先)から協議の申入れは受けていないが、自社から申し入れた	4: その他 ()

発注側4. 2023 年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先(発注先)から理解を得られるような十分な協議の実施状況についてお答えください。【単一回答】

1: 全ての仕入先(発注先)と協議した(100%) →発注側5へ	2: 多くの仕入先(発注先)と協議した(99~81%) →発注側5へ	3: 一部の仕入先(発注先)と協議した(80~41%) →発注側5へ	4: あまり協議しなかった(40~1%) →発注側8へ	5: 全く協議しなかった(0%) →発注側8へ
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	----------------------------

発注側5. 発注側4で「1: 全ての仕入先(発注先)と協議した(100%)」「2: 多くの仕入先(発注先)と協議した(99~81%)」「3: 一部の仕入先(発注先)と協議した(80~41%)」と回答した方にお伺いします。

単価の決定・改定にあたっての協議について、貴社と仕入先(発注先)のどちらから申入れを行う場合が多かったですか。

1: 貴社 →発注側7へ	2: 仕入先(発注先) →発注側6へ	3: 双方 →発注側6へ
-----------------	-----------------------	-----------------

発注側6. 発注側5で「2: 仕入先(発注先)」「3: 双方」と回答した方にお伺いします。

仕入先(発注先)から単価の決定・改定にあたっての協議の申入れがあった場合、どのような対応をとりましたか。

1: 全ての申入れに応じた(100%)	2: 多くの申入れに応じた(99~81%)	3: 一部の申入れに応じた(80~41%)	4: あまり応じなかった(40~1%)	5: 全く応じなかった(0%)
---------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-----------------

発注側7. 発注側4で「1: 全ての仕入先(発注先)と協議した(100%)」「2: 多くの仕入先(発注先)と協議した(99~81%)」「3: 一部の仕入先(発注先)と協議した(80~41%)」と回答した方にお伺いします。

仕入先(発注先)と協議を実施するに至った理由は何ですか。【複数回答可】

自社をとりまく環境の変化等	1: ニュース等の報道等から仕入先(発注先)との協議に取り組む必要を感じたため 2: 行政・業界団体等からの要請があったため 3: 同業他社が仕入先(発注先)と協議を実施しているため 4: 自社の業績が上がり協議に応じる余裕が生まれたため 5: 経営層から適正取引に向けて対応するよう指示があったため 6: 自社の販売先も協議に応じてくれたため 7: これまでも協議に応じていたため 8: その他(自社をとりまく環境の変化等)()
仕入先(発注先)の行動要因	9: 仕入先(発注先)から強い要望(何度も要望)があったため 10: 商工会・商工会議所、金融機関等の支援機関とともに協議の申入れがあったため 11: その他(仕入先(発注先)の行動要因)()

発注側8. 発注側4で「4: あまり協議しなかった(40~1%)」「5: 全く協議しなかった(0%)」と回答した方にお伺いします。

仕入先(発注先)と協議を実施しなかった理由は何ですか。【複数回答可】

要因	1: 自社の業績が悪化しているため 2: 想定している予算内での対応が難しいため 3: 交渉の必要性を感じないため 4: 自社の転嫁が出来ていないため 5: 今後、取引中止や仕入先変更を検討しているため 6: 社内体制上、交渉へ対応する人的な余力がなかったため 7: その他()
----	--

発注側9. 2021年以前(価格交渉促進月間以前*)と比較して、直近1年間では、仕入先(発注先)との価格改定に関する協議の頻度はどのように変化しましたか。【単一回答】

*中小企業庁では、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、2021年9月から、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」に設定しています。

1: 増加した	2: 横ばい	3: 減少した
---------	--------	---------

発注側10. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先(発注先)の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】

①コスト全般の変動の価格反映状況				
1: 全て反映した(100%)	2: 概ね反映した(99~81%)	3: 一部反映した(80~41%)	4: あまり反映しなかった(40~1%)	5: 反映しなかった(0%)
②労務費の変動(最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇)の価格反映状況				
1: 全て反映した(100%)	2: 概ね反映した(99~81%)	3: 一部反映した(80~41%)	4: あまり反映しなかった(40~1%)	5: 反映しなかった(0%)
③原材料価格の変動の価格反映状況				
1: 全て反映した(100%)	2: 概ね反映した(99~81%)	3: 一部反映した(80~41%)	4: あまり反映しなかった(40~1%)	5: 反映しなかった(0%)
④エネルギー価格の変動の価格反映状況				
1: 全て反映した(100%)	2: 概ね反映した(99~81%)	3: 一部反映した(80~41%)	4: あまり反映しなかった(40~1%)	5: 反映しなかった(0%)

「1: 全て反映した(100%)」「2: 概ね反映した(99~81%)」「3: 一部反映した(80~41%)」を1項目でも回答した方 →発注側 11へ

「4: あまり反映しなかった(40~1%)」「5: 反映しなかった(0%)」を1項目でも回答した方 →発注側 13へ

発注側11. 発注側10で「1: 全て反映した(100%)」「2: 概ね反映した(99~81%)」「3: 一部反映した(80~41%)」を1項目でも回答した方にお伺いします。

2023 年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先(発注先)のコスト増加分を反映できた仕入先(発注先)の数は、どの程度ですか。【単一回答】

1: 全ての仕入先(発注先)に反映した(100%)	2: 多くの仕入先(発注先)に反映した(99~81%)	3: 一部の仕入先(発注先)に反映した(80~41%)	4: あまり反映しなかった(40~1%)	5: 全く反映しなかった(0%)
---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------	------------------

発注側12. 発注側10で「1: 全て反映した(100%)」「2: 概ね反映した(99~81%)」「3: 一部反映した(80~41%)」を1項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを 2023 年度の単価に反映するに至った理由は何ですか。【複数回答可】

自社をとりまく環境の変化等	1: ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要を感じたため 2: 行政・業界団体等からの要請があったため 3: 同業他社が仕入先(発注先)の価格転嫁に応じているため 4: 自社の業績が上がり価格転嫁に応じる余裕が生まれたため 5: 経営層から適正取引に向けて対応するよう指示があったため 6: 自社の販売先も価格転嫁に応じてくれたため 7: これまでも価格転嫁に応じていたため 8: その他(自社をとりまく環境の変化等) ()
仕入先(発注先)の行動要因	9: 定量的なエビデンスに基づく交渉であったため(原価計算・価格変動状況等) 10: 競合他社の値上げ動向を踏まえて価格交渉を申し入れてきたため 11: 価格改定に応じなければ取引量の減少や撤退する旨の意思表示があったため 12: 仕入先(発注先)の製品・サービスの品質等が他社と差別化出来ている旨の説明があったため 13: 仕入先(発注先)から、下請代金支払遅延等防止法など、自社が遵守すべき法令・ルール等に関する案内があったため 14: その他(仕入先(発注先)の行動要因) ()

発注側13. 発注側10で「4: あまり反映しなかった(40~1%)」「5: 反映しなかった(0%)」を1項目でも回答した方にお伺いします。

変動コストを 2023 年度の単価に反映できなかった理由は何ですか。【複数回答可】

要因	1: 仕入先(発注先)が定量的なエビデンスを用意していなかったため(原価計算・価格変動状況等) 2: 自社の業績が悪化しているため 3: 社内で値上げの承認が得られなかったため 4: 仕入先からの値上げが必要な理由に納得ができなかったため 5: 自社の販売先からコストカットの指示があったため 6: 仕入先(発注先)と同業の他社が多いため 7: 今後、取引中止や仕入先変更を検討しているため 8: これまでも価格転嫁に応じていなかったため 9: その他 ()
----	--

発注側14. 2021 年以前(価格交渉促進月間以前*)と比較して、直近1年間では、各変動コストの反映状況はどのように変化しましたか。【単一回答】

*中小企業庁では、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、2021 年 9 月から、毎年 3 月と 9 月を「価格交渉促進月間」に設定しています。

1: より反映できている	2: 横ばい	3: 反映できていない
--------------	--------	-------------

発注側15. 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引における、2022年、2019年と比べた直近1年の発注量・発注単価の変化についてお答えください。【各項目単一回答】

対2022年比	発注量	1: ~5%増加 3: 10%超~15%増加 5: 20%超増加 7: ~5%減少 9: 10%超~15%減少 11: 20%超減少	2: 5%超~10%増加 4: 15%超~20%増加 6: 変化なし 8: 5%超~10%減少 10: 15%超~20%減少
	発注単価	1: ~5%増加 3: 10%超~15%増加 5: 20%超増加 7: ~5%減少 9: 10%超~15%減少 11: 20%超減少	2: 5%超~10%増加 4: 15%超~20%増加 6: 変化なし 8: 5%超~10%減少 10: 15%超~20%減少
対2019年比	発注量	1: ~5%増加 3: 10%超~15%増加 5: 20%超増加 7: ~5%減少 9: 10%超~15%減少 11: 20%超減少	2: 5%超~10%増加 4: 15%超~20%増加 6: 変化なし 8: 5%超~10%減少 10: 15%超~20%減少
	発注単価	1: ~5%増加 3: 10%超~15%増加 5: 20%超増加 7: ~5%減少 9: 10%超~15%減少 11: 20%超減少	2: 5%超~10%増加 4: 15%超~20%増加 6: 変化なし 8: 5%超~10%減少 10: 15%超~20%減少

発注側16. コスト上昇分を取引価格に転嫁するために、今後、取引金額が最も大きい仕入先(発注先)から取引価格や単価の見直しについての協議の申入れがあった場合、貴社は申入れを受けますか。各コストについてお答えください。【各項目単一回答】

①コスト全般の変動について		
1: 申入れがあれば受ける予定である	2: 申入れがあっても受ける予定はない	3: 分からない
②労務費の変動について		
1: 申入れがあれば受ける予定である	2: 申入れがあっても受ける予定はない	3: 分からない
③原材料価格の変動について		
1: 申入れがあれば受ける予定である	2: 申入れがあっても受ける予定はない	3: 分からない
④エネルギー価格の変動について		
1: 申入れがあれば受ける予定である	2: 申入れがあっても受ける予定はない	3: 分からない

発注側17. 貴社が自社の製品・商品・サービスの価格転嫁のために行った取組について、当てはまるものをお答えください。【複数回答可】

- 1: 自社の製品・商品・サービス提供に必要な投入時間・費用の把握を定量的に行い、原価計算を行うこと
- 2: 価格改定の予定について、取引先と事前にコミュニケーションを取ること
- 3: 大手企業や競合他社の値上げの動向を注視すること
- 4: 取引先の価格改定動向を注視すること
- 5: 価格交渉に先立って、専門知識を持つ機関・団体と相談すること
- 6: 取引先を分散すること
- 7: 自社の製品・商品・サービスの品質を、他社と差別化すること
- 8: 取引先や自社が下請法*上の親事業者・下請事業者の関係となっているかを確認すること
- 9: その他 ()
- 10: 特にない

*下請代金支払遅延等防止法を指す。

IV. 原価低減要請、協賛金等

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

発注側18. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して原価低減要請を実施するにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為についてお答えください。【複数回答可】

- 1: 業務効率化に関する提案→発注側19へ
- 2: 発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した→発注側19へ
- 3: 何も実施していない→発注側19へ
- 4: 原価低減要請は実施していない→発注側20へ
- 5: その他 () →発注側19へ

発注側19. 原価低減要請を実施した場合、仕入先(発注先)と十分に協議し、書面により合意したか否かの状況をお答えください。【単一回答】

1: 全ての仕入先(発注先)と書面により合意した(100%)	2: 多くの仕入先(発注先)と書面により合意した(99~81%)	3: 一部の仕入先(発注先)と書面により合意した(80~41%)	4: 書面による合意はあまり実施しなかった(40~1%)	5: 書面による合意は実施しなかった(0%)
--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------

発注側20. 直近1年間の仕入先(発注先)に対する不合理な原価低減要請*の実施状況をお答えください。【単一回答】

*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

1: 全ての仕入先(発注先)に不合理な原価低減要請を実施した(100%)	2: 多くの仕入先(発注先)に不合理な原価低減要請を実施した(99~81%)	3: 一部の仕入先(発注先)に不合理な原価低減要請を実施した(80~41%)	4: 不合理な原価低減要請はあまり実施しなかった(40~1%)	5: 不合理な原価低減要請は行っていない(0%)
--------------------------------------	--	--	---------------------------------	--------------------------

発注側21. 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して金銭、役務等の利益提供要請*を実施するにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為についてお答えください。【複数回答可】

*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

- 1: 発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した→発注側22へ
- 2: 何も実施していない→発注側22へ
- 3: 利益提供要請は実施していない→発注側23へ
- 4: その他 () →発注側22へ

発注側22. 金銭、役務等の利益提供を要請した場合は、仕入先(発注先)と十分に協議し、書面により合意したか否かの状況をお答えください。【単一回答】

1: 全ての仕入先(発注先)と書面により合意した(100%)	2: 多くの仕入先(発注先)と書面により合意した(99~81%)	3: 一部の仕入先(発注先)と書面により合意した(80~41%)	4: 書面による合意はあまり実施しなかった(40~1%)	5: 書面による合意は実施しなかった(0%)
--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------

発注側23. 直近1年間の仕入先(発注先)に対する不当な金銭、役務等の利益提供要請*の実施状況をお答えください。【単一回答】

*委託内容にない図面等の無償提供、無償の陳列応援、無償の試作品又はサンプル作成要請等

1: 全ての仕入先(発注先)に不当な利益提供要請を実施した(100%)	2: 多くの仕入先(発注先)に不当な利益提供要請を実施した(99~81%)	3: 一部の仕入先(発注先)に不当な利益提供要請を実施した(80~41%)	4: 不当な利益提供要請はあまり実施しなかった(40~1%)	5: 不当な利益提供要請は行っていない(0%)
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	-------------------------

発注側24. 2016年以前(未来志向型の取引慣行に向けて策定以前時*)と比較して、直近1年間では、不合理な原価低減要請の実施状況はどのように変化しましたか。【単一回答】

*中小企業庁では、取引環境の改善を図ること等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて」を2016年に策定しています。

1: 増加した	2: 横ばい	3: 減少した
---------	--------	---------

V. 支払い条件

発注側25. 仕入先(発注先)との取引に係る内容(納期、支払条件、仕様等)に契約書等の書面は、存在しますか。また、当該内容を把握していますか。【単一回答】

1: 存在する(内容も把握している)	2: 存在する(内容は把握していない)	3: 存在しない	4: 存在するか分からない
--------------------	---------------------	----------	---------------

■手形等(約束手形、一括決済方式(ファクタリング)及び電子記録債権)に関する質問

発注側26. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合*、その割合をお答えください。【単一回答】

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 全て現金払い(0%) →V. 知的財産等への対応へ	2: 10%未満 →発注側27へ	3: 10~30%未満 →発注側27へ
4: 30~50%未満 →発注側27へ	5: 50%以上 →発注側27へ	6: 全て手形等の支払い →発注側27へ

発注側27. 発注側26で「1: 全て現金払い(0%)」以外を回答した方にお伺いします。

直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定してお答えください。

1: 30日(1ヶ月)以内	2: 60日(2ヶ月)以内	3: 90日(3ヶ月)以内	4: 120日(4ヶ月)以内	5: 120日(4ヶ月)超
---------------	---------------	---------------	----------------	---------------

発注側28. 発注側26で「1: 全て現金払い(0%)」以外を回答した方にお伺いします。

現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合*、サイトを60日以内に変更する予定はありますか。【単一回答】*下請振興基準では、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。」とされています。

1: 来年(2024年)までに60日以内に変更予定	2: 時期は未定だが、60日以内に変更予定	3: 60日以内に変更する予定はない	4: 60日を超えるサイトの手形等はない
---------------------------	-----------------------	--------------------	----------------------

■約束手形に関する質問

発注側29. 発注側26で「1: 全て現金払い(0%)」以外を回答した方にお伺いします。

貴社は 2026 年に約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨が閣議決定されている事を御存知ですか。【単一回答】

*下請振興法に定める振興基準では、「令和 8(2026)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。」とされています。

1: 知っている	2: 知らなかった
----------	-----------

発注側30. 発注側26で「1: 全て現金払い(0%)」以外を回答した方にお伺いします。

現在、下請代金の支払いに約束手形を利用している場合、約束手形の利用廃止*を予定していますか。【単一回答】*「約束手形の利用廃止」は、現金振込払いもしくは電子記録債権等の電子的決済手段への移行を指します。

1: 2026 年までに利用を廃止する予定	2: 時期は未定だが、利用を廃止する予定	3: 利用の廃止に向けて検討中	4: 約束手形の利用の廃止予定はない	5: 現在、約束手形の利用はない
-----------------------	----------------------	-----------------	--------------------	------------------

発注側31. 発注側30で「4: 約束手形の利用の廃止予定はない」と回答した方にお伺いします。

約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。【複数回答可】

1: 資金繰りがつかないため	2: 資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	3: 電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	4: 販売先が電子的決済手段(約束手形で支払われるため)に対応しないため	5: 電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	6: 仕入先(発注先)から依頼されていないため(約束手形での支払いを希望されているため)	7: 電子債権等の電子的決済手段に移行しても約束手形と何ら変わらないと感じているため	8: これまでの慣習を変えるのは手間なため	9: その他 ()
----------------	--------------------------------	---------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	--	--	-----------------------	------------

VI. 知的財産等への対応

貴社と BtoB 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

発注側32. 直近1年間で、知的財産権等*を含む取引において適正な取引を実現するための取組の実施状況をお答えください。【単一回答】 *知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等(ノウハウを含む。)

〈取組〉仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない/仕入先の知的財産の無断使用を行わない/

仕入先の知的財産の対価の否定を行わない/仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない/

仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない/仕入先の知的財産の流出を行わない

1: 全ての企業に実施した(100%) →発注側 34 へ	2: 多くの企業に実施した(99~81%) →発注側 34 へ	3: 一部の企業に実施した(80~41%) →発注側 34 へ	4: あまり実施しなかった(40~1%) →発注側 33 へ	5: 全く実施しなかった(0%) →発注側 33 へ	6: 知的財産権等を含む取引はない →発注側 34 へ
----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

発注側33. 発注側32で「4: あまり実施しなかった(40~1%)」「5: 全く実施しなかった(0%)」を回答した方にお伺いします。

「実施していない」理由をお答えください。【複数回答可】

1: 実施する必要性を感じないため	2: 自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため	3: 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について知らなかったため	4: 仕入先(発注先)から求められていないため	5: その他 ()
-------------------	------------------------------------	---	-------------------------	------------

VII. 働き方改革への対応

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

発注側34. 貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先(発注先)に対しどのような影響がありましたか。

【複数回答可】 *時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応等

1: 特に影響はない	2: 急な仕様変更への対応の増加	3: 短納期での発注の増加
4: 検収の遅れ	5: 支払決済処理のズレによる入金遅れ	6: 従業員派遣を要請
7: 発注業務の拡大・営業時間の延長	8: 祝休日出勤の増加	9: その他 ()
10: 分からない		

発注側35. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。【単一回答】

*時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など

1: 全ての仕入先(発注先)について適正コストを負担した(100%)	2: 多くの仕入先(発注先)について適正コストを負担した(99~81%)	3: 一部の仕入先(発注先)について適正コストを負担した(80~41%)	4: 適正コストの負担はあまりしなかった(40~1%)	5: 適正コストは全く負担しなかった(0%)	6: 短納期発注や急な仕様変更などは行っていない
------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------------

VIII. 型取引の適正化

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

発注側36. 直近1年間の仕入先(発注先)に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。【各項目単一回答】

①書面等による取引条件の明確化					
1: 全ての企業に実施した(100%)	2: 多くの企業に実施した(99~81%)	3: 一部の企業に実施した(80~41%)	4: あまり実施しなかった(40~1%)	5: 実施しなかった(0%)	
②型代金又は型製作費の早期の支払い					
1: 全ての企業に実施した(100%)	2: 多くの企業に実施した(99~81%)	3: 一部の企業に実施した(80~41%)	4: あまり実施しなかった(40~1%)	5: 実施しなかった(0%)	
③量産終了後の型の保管費用の支払い					
1: 全ての企業に実施した(100%)	2: 多くの企業に実施した(99~81%)	3: 一部の企業に実施した(80~41%)	4: あまり実施しなかった(40~1%)	5: 実施しなかった(0%)	
④不要な型の廃棄費用の支払い					
1: 全ての企業に実施した(100%)	2: 多くの企業に実施した(99~81%)	3: 一部の企業に実施した(80~41%)	4: あまり実施しなかった(40~1%)	5: 実施しなかった(0%)	

IX. 取引先と連携した取組

発注側37. 貴社が取引先と連携して行っている取組について、当てはまるものをお答えください。【複数回答可】

1: 働き方改革に関する取組の支援	11: 食料・農林水産業に関わるサステナブルな取組
2: 健康経営、労働安全衛生に関する取組の支援	12: 研究開発支援、オープンイノベーションの取組
3: テレワーク実施環境整備の支援	13: M&A等の事業承継支援
4: 共通取引基盤(EDI)導入支援	14: 人材育成支援・専門家人材マッチング支援
5: データの相互利用	15: 強制労働(人権)問題関連
6: IT機器、設備導入支援	16: コスト削減・品質改善に関する取組
7: サイバーセキュリティ関連	17: インボイス制度対応の取組
8: BCP*策定支援	18: その他 ()
9: グリーン化(脱・低炭素化)支援	19: 当てはまるものはない
10: リサイクル・循環経済・廃棄物処理	

*事業継続計画を指す。

発注側38. 発注側37. において、「19: 当てはまるものはない」以外の回答をされた方にお伺いします。

取引先と連携した取組によって、貴社の以下の業績等にどの程度影響を与えているかについてお答えください。【各項目単一回答】

① 売上高	1: 大いにプラスの影響	2: プラスの影響	3: マイナスの影響	4: 大いにマイナスの影響	5: 影響はない
② 売上総利益(粗利)	1: 大いにプラスの影響	2: プラスの影響	3: マイナスの影響	4: 大いにマイナスの影響	5: 影響はない
③ 経常利益	1: 大いにプラスの影響	2: プラスの影響	3: マイナスの影響	4: 大いにマイナスの影響	5: 影響はない
④ 従業員数	1: 大いにプラスの影響	2: プラスの影響	3: マイナスの影響	4: 大いにマイナスの影響	5: 影響はない

発注側39. 2019年から2023年の各年における、貴社の一人当たり平均年収、平均月給及び平均賞与(ボーナス)について、金額をお答えください(役員報酬・役員賞与を除く)。【各項目単一回答】

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 (見込み)
① 一人当たり平均年収 (単位:円) ※年収=月給×12+賞与とします。	円	円	円	円	円
② 一人当たり平均月給 (単位:円) ※1ヶ月当たりの額面で回答ください。	円	円	円	円	円
③ 一人当たり平均賞与(ボーナス) (単位:円) ※年間支給額の合計で記入してください。	円	円	円	円	円

【ご回答者情報】

貴社名			
部署名		役職名	
氏名		電話	
メールアドレス		FAX	

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

買いたたきなどは下請法違反のおそれがあります！貴社の取引内容を一度確認しませんか？公正な取引を目指しましょう！

取引内容の確認はこちら → <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/160610support1.pdf>

ご相談はこちら → <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.htm>